

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成 15 年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。

課税状況は全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捕らえたものである。

2 源泉徴収税率（平成 15 年分）

(1) 利子所得(源泉分離)	15%
(2) 配当所得	
株式等	
イ 総合課税分 軽減税率適用分	10%
(平成 15 年 4 月 1 日以降適用)	
普通税率適用分	20%
ロ 源泉分離課税選択分	35%
(平成 15 年 3 月 31 日廃止)	
私募公社債等運用投資信託の収益の分配及び特定目的信託(社債的受益証券に限る)の収益の分配については源泉分離課税(15%)	
公募投資信託等の収益の分配等(源泉分離)	15%
(3) 割引債の償還差益(源泉分離)	18%(又は 16%)
(4) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	15%
(平成 15 年 4 月以後は 7%)	
(5) 給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
(6) 退職所得	
イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合	「退職所得の源泉徴収税額表」(略)
ロ 無申告の場合	20%
(7) 報酬・料金等	
イ 原稿料等(所得税法第 204 条 1 号)	1 回の支払金額 100 万円までの部分 10% " 100 万超の部分 20%
弁護士、税理士等(同条 2 号)	
職業野球選手、騎手等(同条 4 号)	
芸能等についての出演、演出等(同条 5 号)	
契約金(同条 7 号)	
ロ 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同条 2 号)	= 1 回の支払金額 1 万円超 } 職業拳闘家(同条 4 号) = 1 回の支払金額 5 万円超 } 10% 外交員、集金人、電力量計の検針人(同条 4 号) = 月中の支払金額 12 万円超 } バー、キャバレーのホステス(同条 6 号) = (5 千円×日数)を超える額 } 広告宣伝の賞金(同条 8 号) = 1 回の支払金額 50 万円超 } 競馬の馬主が受ける賞金(同条 8 号) = (賞金額の 20% + 60 万円)を超える額 }
八 診療報酬(同条 3 号) = 月分の支払金額 20 万円超	
二 芸能法人(所得税法第 174 条)	
(平成 15 年 3 月 31 日廃止)	
(8) 公的年金等(所得税法第 203 条の 2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額))	
(9) 生命保険契約等に基づく年金	((支払う年金の額 - その年金の額) に対応する保険料又は掛金の額) で 25 万円を超えるもの 10%
(所得税法第 207 条)	